

○厚生労働省告示第七十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第二項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第二項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五に規定する認定の申請及び医療法第五十二条第一項に規定する書類の届出については、この告示による改正後の医療法第四十二条の二第二項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条 法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一・二（略） 三 当該業務の実績 当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号A000に掲げる初診料の注6、注7及び注8に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算、これに相当する加算及びこれに相当する診療の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算、これに相当する診療の件数の割合が百分の二十以上であること。	第五条 法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一・二（略） 三 当該業務の実績 当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号A000に掲げる初診料の注3、注4及び注5に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合が百分の二十以上であること。